

平成28年度

適正化事業
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 28 年度 適正化事業 事業報告

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

概 要

景気は緩やかに回復し個人消費も持ち直しの動きはあるものの、消費回復についても緩やかな増加にとどまる見通しであり、タクシー需要への反映はまだまだ期待できる状況ではなさそうです。

横浜地域においては京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会により、良質なサービスが選ばれる環境づくり、タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善、また、事業経営の活性化、効率化など様々な目標が掲げられ、特定地域計画の認可に伴い、目標達成のための一環として供給過剰状態の解消に向けた減車・休車等の供給削減が実施されるなど、タクシー営業には大きな影響が与えられることとなります。

当センターでは、公正中立な立場からタクシー業務の適正化と公共交通機関としての輸送の安全及び利用者の利便の確保に努め、平成 28 年度の各業務を次の通り遂行しました。

指導関係業務においては、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導、道路運送法に違反する行為の防止と是正のための街頭指導を実施し、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺での客待ち待機など、規制に係る違反に対し是正指導を実施するとともに、タクシー乗り場及び待機場内における運転者のマナーや資質の向上に努めました。また、利用者及び歩行者の安全確保に努めました。

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情、要望等を受付け、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知して改善を求め、違法行為の防止及び是正指導を行うなど、迅速、適切な処理に努めました。さらに繁華街、主要駅におけるタクシーによる通行妨害等の交通問題に対し、関係機関からの排除要請には、指導員と連携し対応しました。

法人タクシー事業者の評価制度においては、利用者の選択性の向上を促進すべく、事業者の評価を行いました。

遺失物関係業務においては、タクシー利用者からの受付けと事業者からの報告とを照合し、発見に努めました。

研修関係業務においては、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき適正化研修を実施しました。また、専門の講師を招いて、「外国人旅客接客研修」を実施しました。

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組むとともに、安全確保のためタクシー乗り場施設の保守点検を実施し、維持管理に努めました。

総務関係業務においては、適正化事業の円滑な運営を図るとともに、タクシー事業者やタクシー利用者への業務内容の周知及び情報提供に努めました。

適正化事業実施機関として適切な人員を配置し、適正な予算の執行に努めました。

《 指導関係業務 》

指導関係業務においては、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導や、指定地域内において指導車による指導員の広範囲な巡回により、運送の引き受けの拒絶等、道路運送法に違反する行為の防止と是正を図るため街頭指導を実施した。

また、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺や路上に客待ち待機する等、タクシーに起因する様々な問題の解決のため、規制に係る違反に対し是正指導を実施するとともに、状況に応じて指導員を効率的に配置し利用者、歩行者のための交通安全業務に努めた。

関係機関及び地域住民からの苦情等、緊急要請にも対応した街頭指導を実施し、さらに各地区における法人・個人事業者を招集し、各事業者の協力による街頭指導を実施する等問題解決を図った。

違反に対する是正指導及び事業者協力による街頭指導実施の結果、違法付け待ち行為については大幅な改善が見られた。

タクシー乗り場及び待機場内における喫煙、ゴミの投げ捨て、立ち小便等、運転者のマナー・資質向上に努めたが、喫煙についてはなかなか改善される様子が見られない。

東京国際空港（羽田空港）については、定期的な指導員の巡回によりタクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程等に基づき、規制に係る違反防止に努めた。

1. 街頭指導会議

街頭指導会議は神奈川運輸支局長を議長として4回開催、街頭指導における各地区の指導状況や実態の報告、苦情等タクシーに起因する様々な問題を提議、さらに毎月の指導計画を提案し、審議結果が効果的に反映されるよう、法人・個人業界に趣旨徹底を図った。

平成 28 年度 街頭指導会議 4 回 開催

第 1 回 平成 28 年 6 月 22 日 (水)

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 違反事業者による街頭指導協力決定のその後について
③ 7 月度、8 月度、9 月度の指導計画 (案) について
④ 各議員からの提案等について

第 2 回 平成 28 年 9 月 27 日 (火)

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 指導重点地区の現状について (映像)
③ 迷惑駐車タクシーの対応方について
④ 10 月度、11 月度、12 月度の指導計画 (案) について
⑤ 各議員の提案等について

第3回 平成28年12月15日(木)

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 指導重点地区及び指導の状況について(映像)
③ 喫煙行為について
④ 平成29年1月度、2月度、3月度の指導計画(案)について
⑤ 各議員の提案等について

第4回 平成29年3月17日(金)

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 「指導無視」に対する指導の厳格化について
④ 平成29年4月度、5月度、6月度の指導計画(案)について
⑤ 各議員の報告・提案等について

2. 街頭指導

(1) 道路運送法に違反する行為の防止と是正のための指導

街頭指導会議において審議された指導計画に基づき、JR・私鉄沿線を中心に指導員により広範囲に巡回し、特に終電時の主要駅周辺における運送の引き受けの拒絶や不正呼び込み行為等、道路運送法に違反する行為の防止と是正指導を実施した。

(2) 規制違反に係る是正指導

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違法付け待ち行為等の違反者に対し是正指導を実施した。

(3) 運転者のマナー・資質向上のための指導

指導員を広範囲に巡回させることにより、タクシー車内や乗り場、待機場での喫煙、ゴミの投げ捨て、立ち小便等の行為に対し指導を実施し、運転者のマナーや資質向上に努めた。特に喫煙についてはタクシー乗り場等に禁煙の看板を掲出し、喫煙等を現認した場合は報告書を事業者へ送付し改善方を求めた。

(4) 羽田空港における指導

羽田空港においては、羽田空港内運用ルールに基づき、運転者の資質向上及び区域外営業などの道路運送法違反防止のため是正指導を実施した。

(5) 利用者及び歩行者の安全確保

繁華街、スクールゾーン等においては、必要に応じ指導員を配置し、所轄警察署と協力し、利用者及び歩行者の安全確保に努めた。

3. 事業者の協力による街頭指導

日常的且つ長期的に街頭指導が必要と認められる地区については、当該地区に関わる法人・個人事業者の協力による街頭指導を実施した。

(1) 日吉駅周辺地区

日吉駅周辺地区においては、法人、個人事業者、所轄警察署、行政区及び地元住民により設定されている、タクシー待機許容台数や運転者のマナーなど運用ルールを遵守するため、各事業者の協力による街頭指導を定期的実施した。

- (2) 横浜市大病院（浦舟町）周辺地区、関内駅北口周辺地区、横浜駅西口周辺地区及び上大岡駅周辺地区

横浜市大病院周辺地区、関内駅北口周辺地区、横浜駅西口周辺地区及び上大岡駅周辺地区においては、違法付け待ち行為の是正のため、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違反事業者の協力による街頭指導を実施した。

- (3) 宮谷小学校周辺地区

交通安全運動期間中の宮谷小学校新入学児童交通安全対策として、所轄警察と合同で事業者の協力による街頭指導を実施した。

- (4) 羽田空港

羽田空港神奈川タクシー乗り場においては、ゴールデンウィーク期間中、利用者利便のため、計画配車入構事業者の協力による街頭指導を実施した。

街頭指導取扱実績

指導項目	平成 28 年度	前年度(平成 27 年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率 (%)
乗車拒否	1 (0.16%)	0 (0.00%)	1	—
メーター不使用	40 (6.34%)	47 (5.23%)	▼ 7	▼ 14.89%
メーター操作不適切	0 (0.00%)	4 (0.44%)	▼ 4	▼ 100.00%
不当運賃・料金収受または請求	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外営業行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合い行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
運転者証(事業者証)不表示・不携帯	1 (0.16%)	1 (0.11%)	0	0.00%
運転者証(事業者証)偽造・隠ぺい	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
未登録運転者乗務	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
呼び込み行為・客引き行為	2 (0.32%)	0 (0.00%)	2	—
不在車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
違法付け待ち行為	288 (45.64%)	533 (59.29%)	▼ 245	▼ 45.97%
路上待機	0 (0.00%)	65 (7.23%)	▼ 65	▼ 100.00%
指導員に対する暴力行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
事業の信用失墜行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
指導無視	1 (0.16%)	0 (0.00%)	1	—
職務に関して著しく不適切な行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
ぐ犯車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
空車進入車両(羽田空港)	0 (0.00%)	0 (0.35%)	0	—
規制時間外入構車両(羽田空港)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
迷惑行為及び不適切行為(喫煙関係含)	290 (45.95%)	228 (25.37%)	62	27.19%
タクシー乗り場入構規制無視	2 (0.32%)	4 (0.44%)	▼ 2	▼ 50.00%
表示関係取扱不適切	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
社名表示、地域表示・不表示	6 (0.95%)	17 (1.89%)	▼ 11	▼ 64.71%
その他	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
合 計	631 (100%)	899 (100%)	▼ 268	▼ 29.81%

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る違反件数

指導項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
違法付け待ち行為	38	40	35	16	23	22	32	13	13	10	24	22	288
羽田空港空車進入車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タクシー乗り場等入構規制無視	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
指導無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	38	40	36	16	23	22	32	14	13	10	25	22	291

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る累積点数2点到達者数及び適正化研修修了者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
累積点数2点到達者数	4	4	6	2	2	5	2	1	0	0	1	5	32
適正化研修修了者数	7	2	4	5	3	2	5	2	0	0	0	1	31

違法付け待ち重点地区別指導件数

《横浜市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
上大岡駅前周辺	4	2	3	1	1	0	4	1	0	0	2	0	18
菊名駅周辺	11	15	8	0	3	3	8	3	2	0	9	9	71
横浜市大病院周辺	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
元町中華街駅周辺	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	1	10
黄金町駅周辺	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
たまプラーザ駅周辺	7	2	1	1	0	0	2	2	2	1	3	0	21
横浜駅西口周辺	6	7	1	4	5	2	6	4	1	3	4	3	46
横浜駅東口周辺	2	3	3	4	1	0	2	0	1	1	1	2	20
鶴見駅周辺	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
桜木町駅周辺	0	0	1	3	0	3	2	0	1	0	0	0	10
石川町駅南口周辺	0	1	4	0	2	6	3	0	2	1	1	1	21
関内駅周辺	1	5	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	10
合計	31	35	30	14	16	15	29	11	9	7	20	16	233

《川崎市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
川崎駅東側周辺	2	1	0	0	4	0	0	1	2	0	0	1	11
合計	2	1	0	0	4	0	0	1	2	0	0	1	11

《横須賀・三浦市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
横須賀中央駅周辺	3	2	2	2	2	6	1	1	1	1	2	1	24
京急久里浜駅周辺	2	1	2	0	0	1	2	0	1	1	1	0	11
合計	5	3	4	2	2	7	3	1	2	2	3	1	35

※ その他、違法付け待ち重点地区以外では、9件の指導を行っている。

羽田空港街頭指導出動回数

出動場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
羽田空港	9	11	9	8	10	8	8	8	8	9	7	7	102

《 苦情、調査関係業務 》

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情・要望等に対し、迅速、適切な処理に努めた。

平成 28 年度の苦情取扱件数は、1,149 件であった。

取扱件数の内訳は、接客態度不良が 662 件で最も多く全体の 57.61%を占め、次いで道路上でのマナー関係 155 件(13.49%)、迂回走行 71 件(6.18%)、喫煙関係 65 件(5.66%)、乗り場関係 60 件 (5.22%)、乗車拒否 52 件 (4.53%) の順となる。

- (1) タクシー利用者から寄せられた苦情については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求め、違法行為の防止及び是正指導を強力に推進した。
- (2) 関係機関及び地域住民から寄せられた苦情については、繁華街のほか、主要駅における空車タクシーに起因する通行妨害等の交通問題が多く、主に関係機関からの排除要請によるものを指導員と連携して対応した。
ゴミの投げ捨て等、社会的マナーに関する内容については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し、改善を求めた。
- (3) 要望については、神奈川県タクシー協会各支部及び神奈川県個人タクシー協会に連絡し、対応を求めた。
- (4) 問合せについては、タクシーに関わる情報の収集に努め、適切に対応した。

苦情・要望・問合せ 取扱件数

◎苦情（違法行為・その他）

項 目	平成 28 年度	前年度(平成 27 年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率 (%)
乗車拒否	52 (4.53%)	55 (4.65%)	▼ 3	▼ 5.45%
途中下車強要	6 (0.52%)	6 (0.51%)	0	0.00%
不当運賃・料金収受・請求	4 (0.35%)	2 (0.17%)	2	100.00%
迂回走行	71 (6.18%)	70 (5.92%)	1	1.43%
メーター不使用	6 (0.52%)	5 (0.42%)	1	20.00%
メーター操作不適切	0 (0.00%)	2 (0.17%)	▼ 2	▼ 100.00%
接客態度不良	662 (57.61%)	651 (55.03%)	11	1.69%
区域外	4 (0.35%)	5 (0.42%)	▼ 1	▼ 20.00%
運転者証不表示・隠ぺい	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合行為	1 (0.09%)	0 (0.00%)	1	—
職務に対して不適切な行為	1 (0.09%)	0 (0.00%)	1	—
呼び込み・客引き行為	0 (0.00%)	2 (0.17%)	▼ 2	▼ 100.00%
乗り場関係	60 (5.22%)	65 (5.49%)	▼ 5	▼ 7.69%
事故処理関係	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
道路上でのマナー関係	155 (13.49%)	181 (15.30%)	▼ 26	▼ 14.36%
事業者/無線室	46 (4.00%)	40 (3.38%)	6	15.00%
喫煙関係	65 (5.66%)	77 (6.51%)	▼ 12	▼ 15.58%
その他	16 (1.39%)	22 (1.86%)	▼ 6	▼ 27.27%
合 計	1,149 (100%)	1,183 (100%)	▼ 34	▼ 2.87%

その他についての主な内訳

- ・タクシー待機場で乗務員が鳩に餌を与えている
- ・マンション前、自宅前、車庫前にタクシーが無断駐車している
- ・乗務員がタクシーの窓からゴミを捨てていた
- ・タクシーを利用していないのに、夜中に乗務員が、「お釣りを間違えた」と言
って来た
- ・駐車場敷地内で乗務員が立ち小便をしている

○要望 件数 6件

主な内容

- ・溝口駅南口タクシー乗り場にベンチを設置してほしい
- ・新川崎駅前 UD タクシー専用乗り場に普通のタクシーも入れてほしい
- ・横浜駅東口 UD タクシー専用レーンの利用時間を延長してほしい
- ・元町中華街駅にタクシー乗り場を作ってほしい
- ・関内駅タクシー乗り場にタクシーが常に居てほしい
- ・迎車を受け付けてほしい

◎問合せ

項 目	件 数	構 成 比
予約(早朝・迎車)	25	5.08%
割引及びクーポン券	34	6.91%
料 金	131	26.62%
領収書	73	14.84%
事業者の連絡先について	30	6.10%
ミニバン・UDタクシーについて	67	13.62%
その他	132	26.83%
合 計	492	100.00%

その他についての主な内訳

- ・陣痛 119 番を行っている事業者について
- ・ペットを連れての乗車の仕方について
- ・子育て支援タクシーについて
- ・スキー板持ち込みの可否について
- ・介護タクシーを行っている事業者について
- ・トランク容量について
- ・チャイルドシートについて
- ・観光タクシーの内容について
- ・事故について

《 法人タクシー事業者の評価制度 》

法人タクシー事業者のサービス改善、向上及び利用者利便の向上に資することを目的とする法人タクシー事業者の評価制度の評価規程に基づき、厳正な審査により事業者の評価を行った。

優良事業者については、センターのホームページ等により公表するとともに、『優良』表示板を配布することにより選択性の向上を促進した。

- ・ 優良事業者数 103 社
- ・ 車両数 6,409 両

《 遺失物関係業務 》

遺失物関係業務においては、タクシー利用者から遺失物の問合せを受付け、事業者からの拾得報告と照らし合わせ発見に努めた。

平成 28 年度の遺失物受付件数は 7,501 件であった。

受付件数の内訳は、携帯電話が 2,918 件で最も多く、次いで財布 1,249 件、カバン 511 件、鍵 478 件、定期券 310 件の順となる。

事業者からの拾得報告の件数は 7,836 件あり、利用者に返還された件数は 5,400 件で、返還率は 68.91%であった。

また、適正化事業の厳正な運営・個人情報の取り扱いの問題等を鑑み、平成 29 年 3 月をもって遺失物関係業務を終了するにあたり、関係機関等への周知を図った。

受付・拾得報告・返還 品目別件数

品 目	受 付	拾得報告	返 還
携帯電話	2,918	3,053	2,668
財 布	1,249	585	441
カバン	511	155	139
鍵	478	495	295
定期券	310	288	201
手提袋	274	167	90
衣 類	241	334	166
紙 袋	231	120	78
傘	106	587	246
貴金属	81	46	27
ハンドバック	61	77	62
カメラ	29	26	21
現 金	17	36	19
免許証	16	47	41
その他	979	1,820	906
合 計	7,501	7,836	5,400

《 研修関係業務 》

研修関係業務においては、適正化研修を主として行い、関東運輸局から命令を受けた者に対する命令講習・命令研修については必要に応じて行うこととしている。

また、外国人旅客に対する接客向上を目的とする特別研修として、「外国人旅客接客研修」を定期的実施した。

1. 適正化研修

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づいて付された違反点数の累積が2点以上に達したタクシー運転者等を対象とする適正化研修を、講習の初日、2日目に組み入れて実施した。

研修は地理を除く法令、安全、接客を主体とし、タクシー運転者としての基本事項の再確認を含めて行い、受講者は31名であった。

2. 命令講習・命令研修

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき関東運輸局から講習の受講命令を受けた運転者等を対象とする命令講習、及び、道路運送法第27条第2項の規定に基づき関東運輸局から研修命令を受けた運転者等を対象とする命令研修については、平成28年度は対象者が居なかった。

3. 外国人旅客接客研修

平成32年に行われる東京オリンピック・パラリンピックに向け増加が予想される外国人旅行者に対する接客向上を目的とする特別研修として、「外国人旅客接客研修」を実施した。初級コース3回、中級コース1回をそれぞれ行い、99名が受講した。

研修は専門の講師を迎え3時間からなる内容で、外国人講師によるネイティブな発音に触れながら、タクシー営業に必要な基本的な挨拶や横浜地域の具体的な施設・場所の言い方、料金收受の際の注意点など、初級・中級それぞれのテキストを中心に進め、実際の接客を想定したロールプレイングを交え実施した。

《 乗り場施設関係業務 》

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組んだ。

UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及に伴い、専用タクシー乗り場及び優先乗り場を設置した。

また、東京国際空港（羽田空港）については、国際線タクシー乗り場における路面案内表記及び国内線タクシー乗り場におけるセンサーの設置など、利用者の利便向上、サービス向上に努めた。

タクシー乗り場の上屋等タクシー乗り場施設の新設に対する要望については、利用実態を考慮し、道路管理者等に積極的に働きかけた。

さらに、老朽化したタクシー乗り場施設の建て替えや補修等については、安全性を確保するため積極的に実施し維持管理に努めた。

1. タクシー乗り場の新設等

- (1) 金沢八景駅前整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (2) 大船駅北口（笠間口）整備計画に伴うタクシー乗り場新設に対し、積極的に参画した。
- (3) 横浜駅西口駅前整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (4) 関内駅北口駅前広場整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (5) 新百合ヶ丘駅南口整備計画に伴うタクシー乗り場に新設に対し、積極的に参画した。
- (6) 金沢文庫駅西口駅前広場整備計画に伴い、タクシー乗り場を移設した。
- (7) 山手駅前広場整備計画に伴い、タクシー乗り場を移設した。
- (8) 神奈川県庁新庁舎横に、第二タクシー乗り場を新設、平成 28 年 7 月 11 日より運用を開始した。
- (9) 新杉田駅バスロータリー側に、タクシー乗り場を新設、平成 28 年 7 月 29 日より運用を開始した。
- (10) 溝口駅南口駅前広場整備計画に伴い、タクシー乗り場を新設、平成 29 年 2 月 18 日より運用を開始した。

2. UDタクシー普及推進への協力

- (1) 一時、使用を中止していた新川崎駅前UDタクシー専用乗り場の再整備完成に伴い、乗り場標識にセンサーを設置し、平成 28 年 11 月 28 日より運用を再開した。

- (2) 溝口駅南口タクシー乗り場新設に伴い、UDタクシー専用乗り場を設置、平成 29 年 2 月 18 日より運用を開始した。

3. 羽田空港内タクシー乗り場における取り組み

- (1) 国際線タクシー乗り場の場所が分かりにくいとの要望を受け、路面に案内表記を行い、音声ガイダンスを分かりやすく改修した。
- (2) 国際線タクシー乗り場を移設し、平成 29 年 3 月 31 日より暫定的に運用を開始した。
- (3) 国内線タクシー乗り場にセンサーを設置し、タクシー不足等への対応を図った。
- (4) 国内線タクシー乗り場標識の表示を改善した。

4. タクシー乗り場施設の新設等

- (1) 山手駅前タクシー乗り場移設に伴い、上屋を設置した。
- (2) 金沢文庫駅西口タクシー乗り場移設に伴い、上屋及びベンチを設置した。
- (3) 六ツ川弘明寺口タクシー乗り場に上屋を設置した。
- (4) 東戸塚駅西口タクシー乗り場にベンチを設置した。
- (5) 新川崎駅前UDタクシー専用乗り場に、待機状況を知らせるメール配信システムを設置した。

5. タクシー乗り場施設の維持管理等

- (1) タクシー乗り場上屋の改修工事を実施した。
 - ① 上永谷駅タクシー乗り場
 - ② 伊勢佐木町 2 丁目タクシー乗り場
 - ③ 横浜駅西口タクシー乗り場
 - ④ 鴨居駅南口タクシー乗り場
 - ⑤ 保土ヶ谷駅東口タクシー乗り場
 - ⑥ 横須賀駅タクシー乗り場
 - ⑦ 横須賀中央駅タクシー乗り場
 - ⑧ 京急久里浜駅東口タクシー乗り場
- (2) タクシー乗り場標識及び案内板の取換えを実施した。
 - ① 石川町駅南口タクシー乗り場
 - ② 新横浜駅篠原口タクシー乗り場
 - ③ シルクセンタータクシー乗り場
 - ④ 磯子駅タクシー乗り場
 - ⑤ センター北駅タクシー乗り場
 - ⑥ センター南駅タクシー乗り場
 - ⑦ 下飯田駅タクシー乗り場
 - ⑧ 北久里浜駅タクシー乗り場
 - ⑨ 横須賀中央駅タクシー乗り場
 - 他 4 箇所
- (3) タクシー乗り場路面の補修工事を管理者に要請した。
 - ① 衣笠駅タクシー乗り場
- (4) 遺失物関係業務の終了に伴い、タクシー乗り場標識案内板の修正を実施した。

6. タクシー乗り場案内の充実及びタクシー利用客の安全確保

主要駅等タクシー乗り場に誘導員を配置し、タクシー利用客の案内及び誘導に努めた。
また、誘導員によるタクシー待機場内及びタクシー乗り場周辺における定期清掃を実施、環境美化に努めた。

誘導員を配置するタクシー乗り場

- ① 横浜駅西口・東口タクシー乗り場
- ② 新横浜駅タクシー乗り場
- ③ 桜木町駅タクシー乗り場
- ④ 戸塚駅東口タクシー乗り場
- ⑤ 戸塚駅西口第一・第二交通広場内タクシー乗り場
- ⑥ 横須賀市若松町、旧西友横及びりそな銀行前タクシー乗り場

《 総務関係業務 》

総務関係業務においては、理事会をはじめとした各会議を適宜開催し、審議の結果を業務に反映させ円滑な業務運営を図った。

業務を遂行するために適切な人員の配置を行い、適正な予算の執行に努めるとともに必要に応じて諸規程の見直し等を行い、必要に応じた規程の制定及び改定を行った。また、来訪者への応対やマナーの向上に努めた。

タクシー利用者及びタクシー事業者に対しては、ホームページにより業務内容の周知及び情報の提供に努めた。

1. 会 議

平成 28 年度は、次の通り会議を開催した。

(1) 理事会 …………… 3 回 開催

第 1 回 平成 28 年 6 月 22 日 (水)

- 議 題
- ・平成 27 年度 事業報告及び収支決算等について
 - ・経理規程の一部改訂について
 - ・法人タクシー事業者の評価規程に基づく優良事業者の公表について
 - ・適正化事業諮問委員会委員の選任について
 - ・登録諮問委員会委員の選任について

第 2 回 平成 28 年 12 月 16 日 (水) 書面決議による

- 提案事項
- ・「タクシー乗り場管理運営委員会」の設置について
 - ・忘れ物処理規程の廃止について

第 3 回 平成 29 年 3 月 9 日 (木)

- 議 題
- ・平成 29 年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 - ・平成 29 年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 - ・平成 29 年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
 - ・平成 29 年度 登録事業 A 事業計画及び収支予算について
 - ・平成 29 年度 登録事業 B 事業計画及び収支予算について
 - ・タクシー乗り場管理運営委員会規程の制定について
 - ・タクシー事業者評価制度委員会
小委員会の設置及び規程の改正について
 - ・貸倒損失の計上について

(2) 評議員会 …………… 2 回 開催

第 1 回 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

- 議 題
- ・平成 27 年度 事業報告及び収支決算等について
 - ・理事の辞任及びの選任について

第 2 回 平成 29 年 3 月 24 日 (金) 書面決議による

- 提案事項
- ・計算書類等の承認の件

- (3) 評議員選定委員会 1回 開催
 第1回 平成28年 6月28日(火)
 議 題 ・評議員の辞任及び選任について
- (4) 適正化事業諮問委員会 2回 開催
 第1回 平成28年 6月10日(金)
 議 題 ・平成27年度 適正化事業 事業報告及び収支決算等について
 ・平成27年度試験事務 事業報告及び収支決算等について
 第2回 平成29年 3月2日(木)
 議 題 ・平成29年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 ・平成29年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 ・平成29年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
- (5) 街頭指導会議 4回 開催
 開催日及び議事の内容等については、《指導関係業務》に記載。
- (6) タクシー事業者評価制度委員会 2回 開催
 第1回 平成28年 6月 2日(木)
 議 題 ・平成27年度 法人タクシー事業者の評価について
 ・法人タクシー事業者の評価規程の改正について
 第2回 平成29年 2月24日(金)
 議 題 ・タクシー事業者評価制度小委員会の設置及び規程の改正について
- (7) タクシー乗り場管理運営委員会 1回 開催
 第1回 平成29年 2月23日(木)
 議 題 ・タクシー乗り場管理運営委員会規程の承認について
 ・今後の検討課題について
 ・スケジュールイメージについて

2. 委員等の変更

平成28年度において、次の通り変更があった。

理 事

岡 昌 憲	退任	平成28年 6月28日
武田 幸太郎	退任	平成28年 6月28日
市川 壽 一	新任	平成28年 6月28日
小島 道 春	新任	平成28年 6月28日

評 議 員

中 崎 廣	退任	平成 28 年 6 月 28 日
橋 本 嘉 照	新任	平成 28 年 6 月 28 日

適正化事業諮問委員

岡 昌 憲	退任	平成 28 年 6 月 22 日
古 川 力 男	退任	平成 28 年 6 月 22 日
市 川 壽 一	新任	平成 28 年 6 月 22 日
橋 立 匡	新任	平成 28 年 6 月 22 日

3. 組織運営

限られた人員において業務を遂行するため、業務内容を考慮し適切な人員の配置を行うとともに、適正に予算を執行し経費の節減に努めた。

固定資産の範囲を実状に即したものとするため、『経理規程』の一部改正を行い、遺失物関係業務の終了に伴い平成 29 年 3 月をもって、『忘れ物処理規程』を廃止した。

専門委員会に関する事項では、タクシー乗り場管理運営委員会の設置に伴い、『タクシー乗り場管理運営委員会設置規程』を制定し、また、タクシー事業者評価制度委員会の小委員会設置に伴い、『タクシー事業者評価制度委員会規程』の一部改正を行った。

4. 職員の資質の向上

機会を捉えて外部での研修を聴講させるなど、業務に係る知識の向上を図り、その他、業務に係る資質に加え、来訪者への応対やマナー等の向上に努めた。

5. 広報関係

ホームページにおいて、センター概要をはじめ、タクシー利用者及びタクシー事業者に対して業務内容を周知することに加え、新設乗り場の情報や利用者等からの要望を引き続き掲載し、利用者及び事業者への情報提供を行った。

また、苦情や遺失物の受付けも行い利用者の利便の向上を図るとともに、遺失物関係業務終了に関する案内を行った。

6. 災害対策

職員及び来訪者等の安全確保・帰宅困難等への対策として、防災用品及び非常食等を拡充し、災害の発生に備えた。